

## 規約改定のお知らせ

平素より JOYFIT をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「スポーツクラブジョイフィットご利用規約」の一部を改定いたしましたので、お知らせいたします。

### ■改定日：

2021年8月5日（木）

### ■改定内容：

#### 【利用規約の改定】

「第1条」「第4条第8項」「第5条第6項」「第6条第1項、第4項、第6項」「第8条第1項、第3項」「第12条第5項、第6項、第8項、第9項」「第15条」「第18条」「第23条」「第24条」を改定いたします。

改定箇所は以下のとおりです。

#### <改定前>

##### 第1条

本規約は「スポーツクラブジョイフィット」として運営するスポーツクラブ（以下「本クラブ」と称します。）およびそれに発生する運営業務の利用に関し適用されるものとします。また本クラブの目的は会員がクラブ内の施設を利用して心身の健康維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイする事を目的とします。

##### 第4条

(8)16歳未満の者、及び20歳未満で保護者の同意がない者

第5条は第6項の追加のみ

##### 第6条

(1)会員は本規約（第25条により改正されたものを含む）および施設内諸規則その他本部が定める規則

(4)会員は、施設の利用時は常に本クラブが定める服装を遵守します。ジーンズ、あるいはジーンズタイプのステッチ、リベット（びょう）がついているパンツ、ショートパンツは施設内で着用を禁止します。ゴム草履、草履、および裸足での施設利用も禁止します。

(6)本クラブは、会員が施設敷地内で、飲酒又は喫煙、法律で禁止された薬物等を使用することを禁止します。

##### 第8条

(1)会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、本部が別に定めた期日までに、本部所定の書面により手続きを完了しなければなりません。（電話等による申し出は受け付けられません）

(3)退会手続きが月の途中であっても、当月の月会費を全額支払わなければなりません。

##### 第12条

(5)入会に際して本クラブに虚偽の申告をした、又は第4条に違反していることを故意に申告しなかったと判明したとき

(6)本クラブの施設・什器を故意または過失により破損したとき

(8)前項による会員資格停止中の会員又は本クラブから除名された会員は、本クラブチェーンの施設を使用することが出来ません。なお、会員は、会員資格停止期間中も会費を支払わなければならないものとします。

(9)第1項による会員資格停止中の会員又は本クラブから除名された会員に対しては、本クラブは、会員資格停止期間中又は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既払分の返還は行いません。

## 第 15 条

(2)会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本会員契約に定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月までは会費または利用料等を支払わなければなりません。

## 第 18 条

本部は、本クラブの管理もしくはその他本部が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはありません。

## 第 23 条

本規約および本クラブの諸事情に関する通達または予告は、本クラブ所定の場所に提示する方法により行います。

## 第 24 条

本部は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

## <改定後>

### 第 1 条

本規約は「スポーツクラブ ジョイフィット」として運営するスポーツクラブ（以下「本クラブ」と称します。）の運営業務及び会員の利用に関し適用されるものとします。会員は、本クラブの利用にあたり、あらかじめ本規約に同意したものとみなされます。また本クラブの目的は会員がクラブ内の施設を利用して心身の健康維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイする事を目的とします。

### 第 4 条

(8)未成年者で保護者（法定代理人）の同意がない者

### 第 5 条 ※追加

(6)携帯型電子端末など電子的に会員証と同じ情報、機能を有し、本クラブに認められた物も会員証に準ずるものとします。

### 第 6 条

(1)会員は本規約（第 24 条により改正されたものを含む）および施設内諸規則その他本部が定める規則をすべて遵守しなければなりません。

(4)会員は、施設の利用時は常に本クラブが定める服装を遵守します。ジーンズ、あるいはジーンズタイプのステッチ、リベット（びょう）がついているパンツ、ショートパンツは施設内で運動及びフィットネス機器の利用時の着用を禁止します。ゴム草履、草履、樹脂製サンダル、および裸足での施設内での運動及びフィットネス機器の利用も禁止します。

(6)本クラブは、会員が施設敷地内で、飲酒又は喫煙、法律で禁止された薬物等を使用することを禁止します。

### 第 8 条

(1)会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、本部もしくは本クラブが別に定めた期日までに、本部所定の書面による解約・退会届の提出を行い登録店舗で退会手続きを完了しなければなりません。

（電話等による申し出は受け付けられません）

(3)退会手続きが月の途中であっても、当月の月会費および本部もしくは本クラブが定めた月までの全額を支払わなければなりません。

### 第 12 条

(5)入会に際して本クラブに虚偽の申告をした、又は第 4 条に違反していることを故意又は過失によらず申告しなかったと判明したとき

(6)本クラブの施設・什器を故意または重過失により破損したとき

(第8項は以下2に改定)

2. 前項により会員資格停止中の会員又は本クラブから除名された会員は、本クラブチェーンの施設を使用することが出来ません。なお、会員は、会員資格停止期間中も会費を支払わなければならないものとします。

(第9項は以下3に改定)

3. 第1項による会員資格停止中の会員又は本クラブから除名された会員に対しては、本クラブは、会員資格停止期間中又は除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既払分の返還は行いません。

#### 第15条

(2)会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約及び入会契約に定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月までは会費または利用料等を支払わなければなりません。

#### 第18条

本部は、本クラブの管理もしくはその他本部が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1週間前までにその旨を告示します。但し、気象災害、指定伝染病の流行、司法・行政の指示等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。又これにより会員の会費等の支払義務が減免されることはありません。

#### 第23条

本規約および本クラブの諸事情に関する通達または予告は、効力発生日を定め、本クラブ所定の施設内の掲示場所、または本部サイト (<https://joyfit.jp/>)、各店舗のホームページ、メールその他のいずれか一つ以上の方法により、会員に対して当該効力発生日までに周知させるものとします。

#### 第24条

本部は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改定日をもってすべての会員に適用されます。

- ①本規約等の変更が、会員の一般の利益に適合する場合
- ②本規約等の変更が、本規約による合意をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、および、その内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

---

今後とも変わらぬご愛顧のほどお願い申し上げます。

株式会社ウェルネスフロンティア